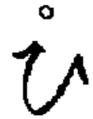
ロジスティクス研究会 ファックス通信

第三代東ト協会長 浅井時郎氏

ロジ研ホームページ http://www.ttal.jp







(一社) 東京都トラック協会 ロジ研発行

中 村 克 敏 集人 東京都新宿区四谷3丁目1番8号 TEL. 03-3359-4137FAX. 03-3359-6020

2021年11月12日発行 11月号 No. 314 咖啡購-テーマ ~ **竜吟虎嘯**

◇『私が伝えたいこと』

副本部長・広報委員長 中村 克敏 〔城東支部 ㈱中彦運送〕



ロジスティクス研究会広報委員長を 仰せつかっております中村です。平素 は、ロジ研機関紙「ひびき」をご愛読 いただきまして誠にありがとうござ います。

早いもので、暦の上では冬を迎えま した。北海道は高い山々で雪の便りが聞こえ、本州においても、 木々が赤や黄色に染まる紅葉の季節になりました。

いつ収束するか不安を抱いていたコロナ禍も、ワクチン接種 のおかげでしょうか、現在は小康状態になってきています。

緊急事態宣言も解除され、人々も開放されたように街中にあ ふれ出していますが、以前との違いは、マスク着用が当たり前 のようになり、すっかり日常の必需品、風景になったことでし ようか。

では、我々業界はと言いますと、コロナ感染拡大で大変厳し い状況を乗り越えなければならない事業者の方が多くいる中 で、トラック業界にとって大きな痛手である、燃料の高騰が続 いています。この燃料価格が高騰している今こそ「トリガー条 項」を発動すべきです。「トリガー条項」とはガソリン価格が 160円/0を超えた際、上乗せされている特例税率を停止する措 置ですが、現在、東日本大震災の復興財源に充当するために凍 結されています。凍結を解除することで 25.1 円/0価格が下が ります。先ずはコロナ経済対策として凍結を解除すべきではな いでしょうか?

また、トラック運送事業者は荷主や元受けに対して、燃料サ ーチャージの交渉をしてほしいと担当各省からの通達があり ましたが、「燃料サーチャージ制度」があることは理解してい ても、この制度自体が浸透しておらず、発動の機運も高まって いないのが現状です。

新型コロナウイルスが業界にもたらした影響は単純なもの ではありません。

With・After コロナ時代を生き残るには、我々業界はどのよ うにしていくべきか戸惑いを感じている仲間も多いと思いま す。運送業界とはいえ扱う荷物は多種多様であり、コロナ禍に おいても、仕事が減った運送業者、影響を受けなかった運送業 者、新たな事業を始めた運送業者等、運送業界をひとくくりに 出来ず、まさに「異業種」団体である事を再認識した次第です。 With・After コロナ時代を生き抜く「業」を業界全体で考え、 我々東京都トラック協会ロジスティクス研究会としても、次世 代への繋ぎ役として、協会、そして業界を牽引していく役割を 果たさなければならないと思います。

さて、協会職員同様に、我々会員の為に従事をしてください ました派遣職員の皆様が、年内までに協会を退職されることと なりました。特にわがままなロジ研のおじさま達に、懇切丁寧 に接していただいた派遣職員の皆様に、感謝を申し上げますと ともに、皆様の今後のご活躍を心よりご祈念申し上げます。

いつまでもお元気で、ありがとうございました。

◇スケジュール《○ロジ研行事予定》

〇 12/6(月) 15:00~ 正副本部長会議(東ト総合会館7階大会議室・Web併用)

15:30~ 物流政策勉強会(

12/10(金) 16:00~ 三組織連絡会 (東ト総合会館 6 階中会議室・Web 併用)

※今年度の「ロジ研忘年会」について、新型コロナウイルス感染拡大防 止の観点より、開催中止といたしました。

「標準的な運賃」への変更届出はお済みでしょうか!!

国土交通省は昨年4月、トラック運送事業における適正な運賃・ 料金の収受の目安として、「標準的な運賃」の告示を行いました。 ○ 標準的な運賃は①トラックドライバーの労働条件を改善する とともに、②一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、そ の担う貨物流通の機能の維持向上を図ることを目的として能率的 な経営の下における適正な原価と適正な利潤を基準として、国土 交通大臣が望ましい水準の運賃を示すものです。

○ 標準的な運賃は、適正な原価(変動費・固定費)に、適正な利 潤を加えることにより算出し、割増料や諸料金は、運賃とは別に 収受することとしています。

○ この「標準的な運賃」は、令和5年度末までの時限措置とされ ており、残り2年4か月余りです。標準的な運賃への変更届出を 行い、景気回復などを見据えて取引先等の運賃交渉に備えておく ことが肝要です。また、将来的に国に対する制度の延長要望をす る場合に運賃料金変更届出の割合が低い状況にあれば、延長の必 要性が疑問視され延長が困難となることも予測されますので、変 更届出を行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、東ト協連が10月25 日に発表した運賃動向調査 結果によれば、8割以上が 現在収受している運賃・料 金については「低い」と回 答、この低いと回答した半 数弱が現在収受している運 賃・料金よりも「10~14% 増し」と回答しています。

「標準的な運賃」を活用す るためには・・・運賃・料金 の変更届出を行う必要があ



りますが、令和5年度末までであれば至って簡単に済ませること ができます。この期限を経過すると多くの書類作成が必要となり ます。

以下の3つの書類を作成し、関東運輸局長あて(東京運輸支局 3階)に3部提出します。また、これらの届出様式は全日本トラ ック協会 HP からも入手することができます。

「運賃料金変更届出書」+「国土交通省平成 11 年運賃料金適用 方に準拠した貸切運賃料金適用方」(具体的な適用ルール) + 「燃 料サーチャージ」その他ご不明な点は、東ト協業務部(TEL:03-3359-3618) までお問合せください。

【退職のごあいさつ】

ロジ研中村広報委員長のご厚意により、ひびきの紙面をお借りしまして退 職のごあいさつをさせていただきます。

約4年間、東ト協教育研修グループに派遣スタッフとして所属し、様々な業 務の中でも特にロジ研事務局を全力でサポートさせていただきました。ロジ 研の皆様は自由で豪快で、何度となく対応に苦慮することもありましたが、そ れでも派遣の私に対して皆様優しく接してくださり、楽しくお仕事させていた だいて、今後ロジ研に関わることが出来なくなるのが本当に残念でなりませ ん。今日まで続けてこられたのもロジ研の皆様のお力添えあってこそと感謝 いたしております。

これまで何かと至らぬ点も多々あったかと思いますが、沢山の方々に支え られて多くのことを学ばせていただきました。今後もここでの経験を活かして 頑張っていきたいと思います。

最後になりましたが、皆様の益々のご活躍を心よりお祈り申し上げます。今 まで本当にありがとうございました。